

大分県報

令和七年
第六四三号
九月二十六日

(金曜日)

目次

告示	青少年に有害な興行の指定……………一 青少年に有害な図書等の指定……………一 労働委員会訓令……………一 大分県労働委員会公印規程の一部改正……………一
----	---

○告示

大分県告示第三百七十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和七年九月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令七・九・八	映画	淫語集団 あえぎの多重奏	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ラブホ肉欲密会 揺れて揺さぶる5分前	オーピー映画	〃

大分県告示第三百七十四号

~~~~~

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和七年九月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

|        |    |                    |           |                                                                                 |
|--------|----|--------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 指定年月日  | 種類 | 名称                 | 発行所名等     | 指定理由                                                                            |
| 令七・九・八 | 雑誌 | 実話BUNKATAPI 九月号    | (株)コアマガジン | 著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。 |
| 〃      | 〃  | 実話ナックルズGOLD vol.45 | (株)大洋図書   | 〃                                                                               |
| 〃      | 〃  | 週刊大衆 八月十一日号        | (株)双葉社    | 〃                                                                               |

○労働委員会訓令

大分県労働委員会訓令第一号

大分県労働委員会公印規程（昭和三十二年大分県地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十六日

大分県労働委員会会長 深田 茂人

第二条中「、及び」を「及び」に、「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。

第六条の見出し中「保管」を「保存等」に改め、同条中「保管」を「廃止した日から五年

間保存し、その期間経過後裁断又は焼却の方法により廃棄」に改める。

**附 則**

この訓令は、公示の日から施行する。